

## 議案第 27 号

### 久喜市ごみ処理検討委員会条例

#### (設置)

第 1 条 久喜市のごみ処理等に係る諸事項について、総合的に検討するため、久喜市ごみ処理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に関すること。
- (2) ごみ処理施設整備基本構想の策定に関すること。
- (3) その他ごみ処理等に関し市長が必要と認めること。

#### (組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求

め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

( 庶務 )

第 7 条 検討委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

( 委任 )

第 8 条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成 2 7 年 2 月 9 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

目指すべきごみ処理体系やごみ処理施設の基本的事項について、市民の代表者等や有識者からの意見を広く取り入れるため、久喜市ごみ処理検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。